

令和元年第8回西会津町議会臨時会会議録

第1. 招 集

1. 招集日 令和元年10月30日
2. 場 所 西会津町役場

第2. 開会、閉会及び会期

1. 開 会 令和元年10月30日
2. 閉 会 令和元年10月30日
3. 会 期 1日間

第3. 議員の応招・不応招

1. 応招議員

1番 荒海正人	5番 猪俣常三	9番 多賀剛
2番 上野恵美子	6番 三留正義	10番 青木照夫
3番 小林雅弘	7番 小柴敬	11番 清野佐一
4番 秦貞継	8番 伊藤一男	12番 武藤道廣

2. 不応招議員

なし

令和元年第8回西会津町議会臨時会会議録

令和元年10月30日（水）

開 会 11時30分

閉 会 12時17分

出席議員

1番	荒海正人	5番	猪俣常三	9番	多賀剛
2番	上野恵美子	6番	三留正義	10番	青木照夫
3番	小林雅弘	7番	小柴敬	11番	清野佐一
4番	秦貞継	8番	伊藤一男	12番	武藤道廣

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	薄友喜	商工観光課長	伊藤善文
副町長	工藤倫也	農林振興課長	岩渕東吾
総務課長	新田新也	建設水道課長	石川藤一郎
企画情報課長	矢部喜代栄	会計管理者兼出納室長	成田信幸
町民税務課長	渡部峰明	教 育 長	江添信城
福祉介護課長	渡部栄二	学校教育課長	玉木周司
健康増進課長	小瀧武彦	生涯学習課長	五十嵐博文

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	長谷川浩一	議会事務局主査	渡部和徳
--------	-------	---------	------

令和元年第8回議会臨時会議事日程（第1号）

令和元年10月30日 午前11時開会

開 会

開 議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 付議事件名報告

日程第4 提案理由の説明

日程第5 議案第1号 令和元年度西会津町一般会計補正予算（第5次）の専決処分の承認について

日程第6 議案第2号 令和元年度西会津町一般会計補正予算（第6次）

閉 会

○議長 皆さんこんにちは。ただ今から、令和元年第8回西会津町議会臨時会を開会します。 (11時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりであります。

日程に入るに先立ち、事務局長から諸報告をいたさせます。

事務局長、長谷川浩一君。

○事務局長 ご報告いたします。

本臨時会に、町長より別紙配布のとおり2件の議案が提出され、受理しました。

本臨時会に議案説明のため、町長、教育長に出席を求めました。

なお、地方自治法第121条の規定に係る説明委任者として、町長から副町長、各課長及び会計管理者兼出納室長を、教育長からは学校教育課長、生涯学習課長をそれぞれ出席させる旨の通知があり、受理しました。

以上であります。

○議長 以上で諸報告を終わります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、4番、秦貞継君、7番、小柴敬君を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日10月30日の1日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日10月30日の1日間に決定しました。

日程第3、付議事件名報告を行います。

付議事件名につきましては、お手元に配布の議会臨時会議案付議事件記載のとおりであります。

日程第4、提案理由の説明を行います。

町長の提案理由の説明を求めます。

町長、薄友喜君。

○町長 (町長提案理由の説明)

○議長 日程第5、議案第1号、令和元年度西会津町一般会計補正予算(第5次)の専決処分の承認についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長 議案第1号、令和元年度西会津町一般会計補正予算(第5次)の専決処分の承認についてご説明いたします。

今次の補正につきましては、台風第19号により被害を受けた施設等の応急復旧に係る経費の補正であります。現計予算による対応ができなかったことや、議会を招集する

時間的余裕がありませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により、本年10月16日付けで専決処分により調整いたしましたので、同法同条第3項の規定により、議会の承認をお願いするものであります。

それでは予算書をご覧ください。

令和元年度西会津町の一般会計補正予算（第5次）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ86万1千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64億4,342万7千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分、及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

補正の内容であります。事項別明細書でご説明いたします。

4ページをご覧ください。

まず、歳入であります。17款、繰入金、2項1目、財政調整基金繰入金86万1千円の増は、今次補正において不足する財源として繰り入れるものであります。

次に歳出であります。6款、農林水産業費、2項1目、林業総務費、56万5千円の追加は、オートキャンプ場の電気設備応急修繕、及びサニタリーのトイレ修繕に係る修繕料、13万6千円、及び浄化槽の汚泥くみ取り料42万9千円の計上であります。7款、商工費、1項3目、観光費29万6千円の追加は、銚子の口駐車場付近の土砂及び流木撤去に係る修繕料29万6千円の計上であります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。ありませんか。

8番、伊藤一男君。

○伊藤一男　それでは何点か質問をいたします。

これ専決処分ということで、特に緊急を要するものというようなことで、今回専決処分になったわけではあります。もう一回具体的な緊急を要する内容について、内容等。

それから、今回全部で86万1千円というようなことでありますが、これ町の施設というようなことで、町の方から全額支出というようなことになっているわけですが、これ振興公社で管理運営を委託していることであって、その中でやっぱり修繕費みたいなものは振興公社としてないのか、またどのくらいの範囲の中で、その修繕費というものを使っているのか、その辺についてお尋ねいたします。

○議長　商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長　お答えをいたします。

まず、具体的な緊急の内容という部分からまずお答えしたいと思います。現在、サニタリー施設につきましては、やはり宿泊客等もおりましたが、一番大きな理由といたしましては、ふるさとまつりの関係で来賓の方々が泊まると、いうふうなことから、いわゆるコテージ関係の部分の汚水処理施設についてもそちらを使っているということから、早急に泊まれる環境をつくらなければいけないということで、今回緊急を要することということで、専決処分をお願いしたところでございます。

続きまして、2点目の公社の修繕料はあるのではないのか、ということですが、

こちらの方につきましては、10万円を越えるものについては町で修繕するというのでその協議の中で決まっております、10万円以下の部分については公社でやるというようなたちの、リスク分担表というかたちで分かれて対応しているということでございます。

今回の分につきましては、修繕につきましては、緊急用の関係で女子トイレの便座とか、電気設備の応急復旧分ということ、また汚泥くみ取り手数料というかたちで、こちらの分、当初から見えていなかったものを計上させていただいたということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 今回の災害については、町長の提案理由の中でですね、激甚災害に指定されるんじゃないかというようなことでありましたが、こういうものについては、そういう激甚災害の補助とかそういうものは受けられないのか。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 お答えをいたします。

先ほど、町長が提案理由の中で激甚災害に指定というお話をしました。今回の専決に上げた部分で、補助なり起債なり該当する部分につきましては、オートキャンプ場の電気設備、これ毎回下段で水害に遭ってございまして、これをバーベキューハウスの近くの上段に移設をしたいと、それによって今後ある程度の水が出て被害に遭わないようにと、その分の、今回この後、議案第2号の6次補正で計上させていただきましたが、まずその移設にあたって設計をまず6次補正で上げさせていただきました。

その後、設計で工事費が出れば、今度は工事費を補正をさせていただくなり、当初で上げるなりということで考えています。その分につきましては、補助災害の起債が設計分で該当しますし、工事については、過疎債が充当できる予定でございますので、今回の災害がらみ、補助、今回の専決予算では、災害がらみの補助起債については、オートキャンプ場の電気設備分が該当すると、あとそのほかの汚泥くみ取り、今回上げました汚泥くみ取りとか、トイレの修繕については、これは災害の補助とかには該当しないものでございますのでご理解いただきたいと思います。

○議長 ほかにありませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第1号、令和元年度西会津町一般会計補正予算(第5次)の専決処分の承認についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって議案第1号、令和元年度西会津町一般会計補正予算(第5次)の専決処分の承認については原案のとおり承認することに決しました。

日程第6、議案第2号、令和元年度西会津町一般会計補正予算（第6次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長 議案第2号、令和元年度西会津町一般会計補正予算（第6次）の調整についてご説明いたします。

今次の補正につきましては、台風第19号により被害を受けました施設や、道路等の復旧事業に係る経費の補正であります。それでは予算書をご覧ください。

令和元年度西会津町の一般会計補正予算（第6次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,443万2千円を増額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ64億6,785万9千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分、及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

地方債の補正第2条、地方債の補正は第2表、地方債補正による。

補正の主な内容であります。事項別明細書でご説明いたします。

5ページをご覧ください。

まず歳入であります。11款、分担金及び負担金、1項1目、災害復旧費分担金2,100、失礼しました、217万5千円の増は、農地及び農業用施設災害復旧事業に係る、受益者分担金の追加計上であります。17款、繰入金、2項1目、財政調整基金繰入金、795万7千円の増は、今次補正において不足する財源を繰り入れするものであります。20款、町債、1項6目、災害復旧事業債、1千430万円の増は、農業施設に係る補助災害復旧事業債、1千230万円、及び公共施設に係る一般単独災害復旧事業債200万円の追加計上であります。

6ページをご覧ください。

歳出であります。6款、農林水産業費、2項1目、林業総務費、200万円の増は、オートキャンプ場浄化槽、機械設備の移設に係る設計管理委託料の計上であります。2項2目、林業振興費、300万円の増は、林道泥浮山線及び、林道岩井沢線の修繕料の計上であります。8款、土木費、1項2目、道路維持費347万1千円の増は、町道柴崎滑沢線や町道柴崎橋立線等の修繕料307万円及び、砕石等の道路補修材料40万1千円の計上であります。2項1目、河川総務費、80万円の増は、松尾川等の修繕料の計上であります。11款、災害復旧費、1項1目、農業施設災害復旧費、1,516万1千円の増は、測量設計委託料、1,450万円や、補修材料61万1千円などの計上であります。

3ページにお戻り願います。

第2表、地方債補正、変更であります。災害復旧事業費が1,430万円増額になることから、限度額を1,900万円に変更するものであります。なお、起債の方法、利率、償還の方法については変更ありません。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

4番、秦貞継君。

○秦貞継 何点かお伺いたします。

まず、今朝方の新聞報道等で、激甚災害指定が決定されたということだったんですけども、これに関わる、関するとか、影響等がありましたら教えてください。

これと、ロータスインのそのなんでしたっけ、キャンプ施設のサニタリーの移設に関しても、毎回毎回水位が上がると水没してしまうということだったと思うんですけども、移設を含める場合、そういう場合も激甚災害指定で使えるのか使えないのかと、その辺もお伺いしたいと思います。

また、ほかの箇所もそうですけども、抜本的な解決等は考えているのかどうかもお伺いしたいと思います。

あと被害箇所の、してるとは思いますが、例えば土砂崩れがあった、道路が崩落したという場合も、その周りの点検等はされてるのかどうかお伺いします。

あと最後に、6ページの11款1の1、農業施設災害復旧費で、測量設計委託料が1,450万と、かなり高額な私は気がするんですけども、先ほどの説明では、農業災害が1ヘクタール程度だというような話を聞いてたので、これどうしてこの金額になったのかの内訳等を教えてもらえれば、お示してください。以上です。

○議長 建設水道課長、石川藤一郎君。

○建設水道課長 お答えいたします。

激甚災害の指定に関して影響は、というところから申し上げたいと思います。

まず一つとしましてですけれども、通常1カ所の災害の工事費が40万円以上、補助率は農地で50パーセント、農業用施設は65パーセントというのが基本でございます。それで加えて、農家一戸あたりの負担軽減ということで、復旧事業費に応じて、高率、率が、補助率が高くなるということが適用されると。さらに今回、激甚災害に指定されたということで、新聞報道でもありましたけれども、1割2割程度のそのやはりまたさらに補助率がかさ上げされ、受益者負担が極めて少なく、町の財政的にも有利になるというようなことが1つ挙げられるかと思えます。

あと2つ目としましては、本町におきましては幸い他の地域に比較しまして、本当に少ない災害ということで、実感しているところではございますけれども、激甚災害には2つありまして、地域を指定しない本激と、あとは市町村単位で指定する局激、局地激甚災害の略なのかなと思えますけれども、ございまして、今回の台風被害につきましては、その一方の本激ということで指定されたことによりまして、対象区域が全国ということになりました。それで本町も財政的に救済される対象となったということがございますので、以上2点がメリットといいますか、利点なのかなというふうに思っております。

あと被害箇所の点検ということでございますけれども、先ほどの全員協議会等でも12、13の関係で報告ございましたけれども、一斉に、当然担当課、それから管理職を含めた職員で一丸となって行っているという状況でございます。

あと11款の委託料1,450万円の関係でありますけれども、金額につきましては概算で出したわけでございますけれども、今回、自治区長さんからそういった災害申請のあった箇所を対応するための額を見込んだわけでございますが、理由としましては、過去の実績

等を参考にしまして、当面对応できる額ということで見込ませていただきました。現計で50万ございますので、1,500万の中で対応できるものと見込んでございます。以上です。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 ロータサインのサンタリー施設と申しますか、浄化設備のですね、機械設備の移設の関係でございますが、一応先ほどご承認いただきました専決事件の中で、の部分でですね、今回、大変失礼いたしました。今回の議案に載せております、公共債200万円の部分については、一般単独災害復旧事業債ということでそちらの方を活用するというところでございまして、激甚災害という部分というのはちょっと違う、まったくちょっと別物なのかなと考えているところでございます。

また、それが設計が完了後、どれだけの事業費という部分につきましては、年度当初とかたちの方で予算化していきたいと考えておりまして、今現在の考えといたしましては、いわゆる過疎債を活用を考えているということでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 副町長、工藤倫也君。

○副町長 答えいたします。

サンタリーにしても銚子の口にしてもということで、何回も被害を受けているような場所につきましては、また同程度ของですね、水害が起きたときに被害がないように、あるいは被害が少なくなるようにどのようにできるのかということは今検討している最中でございます。

オートキャンプ場のサンタリーにつきましては、先ほど総務課長話しましたようにですね、上の段の方に移設できないかということで、設計を組む予算を計上させていただいております。

それから、毎回冠水しています町道につきましても、どのような対応ができるのか、すぐ上の段にかさ上げするというようなことはなかなか難しいところもございますけれども、どのような対応ができるのか検討してまいりたいと考えております。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 先ほどの私、被害箇所の周辺の点検っていうところで聞いたんですけど、ごめんなさい、今行っている最中なんですか、それとも行い終わったんですか。これをまずお聞きしたいと思います。

それと、先ほどサンタリーの移設ということですけども、景観等、移すだけではなく、やっぱり次来てもらうお客さんのことも考えて、そういったことも考慮すべきだと思うんですけども、そういったものは設計費の中に考えているのかどうか、今後検討するののかも伺いたしたいと思います。

あと、先ほど11の1の1で、委託料で、測量設計委託料1,450万の件、私お聞きしたんですけども、自治区長からの要請があつて当面对応できるって、何に対応できるのかも私ちょっと分かりづらかったものですから、もう少し分かりやすくお示してください。

○議長 建設水道課長、石川藤一郎君。

○建設水道課長 答えいたします。

被害箇所の点検は既に終了してございます。その結果を受けまして今回修繕費等々、計

上させていただいているというような状況でございます。

あと1,450万円の委託料というようなことで再度ご質問でありますけれども、平成23年の新潟・福島豪雨、このときの設計委託料を参考にしながら、かつ労務単価等の上昇等がございますので、この範囲であれば当面そういった農地、農業用施設等の測量設計業務に間に合うだろうというようなことを若干こう、やはり、もし若干増えたとしても対応できるような、そういった内容で積算させていただいたということでございます。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 お答えいたします。

設計費の中に景観も配慮した内容も入っているのかというふうなご質問でございますが、今回の設計費の中ではですね、やはり場所等も含め、景観も含めたかたちですね、場所の配置を考えていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 一つ目の質問で、周辺の点検も終わっていると、いうことでありますので、今回の台風、大雨被害等で被害があったところの周辺等に関しては、調査も終了して安全を担保されたと認識してよろしいのかどうか、最後にお伺いします。

それと、その1,450万の内訳、測量のお金を平成23年からの参考で算出したというのは分かるんですけども、金額が膨大になってるので、これ設計だけなんですか。その1ヘクタール、確か14カ所だと思いましたが、その農地のなんていうんですかね、災害をどのくらいあったかっていうのを調べるので1,450万かかると、見込んだという認識でよろしいのか、最後にその点だけお伺いします。

○議長 建設水道課長。

○建設水道課長 被災箇所の周辺の点検というようなことで、そこも含めて完了していると、いうことでございます。

あと1,450万円につきましては、測量設計、農地農業用施設の測量設計を行いまして、工事費等を出し、国の災害査定を受けるために、第1段階としてやらなくてはならないという作業でございますので、それを早急にやらさせていただきたいという内容でございます。

○議長 ほかに。

9番、多賀剛君。

○多賀剛 今ほどの4番議員とのやり取りでちょっと、私確認したいんですが、今回の大雨でロータスインのサンタリー自体をこう移設するっていうことでよろしいのか、私の認識だと機械設備、要は電気機械を制御するあの建物を移設するだけなのかなと思ったんですが、今の話を聞いてるとサンタリーを移設するような話になってる。それ一つ確認しますが、私は言いたかったのは、今回激甚災害にもなるし、機械、電機の制御する建屋ばかりでなくて、やっぱりサンタリー自体もやっぱりどこか水の上がらないとこに移設することが抜本的な対応になるのではないのかなという、私は思ってるんです。

あともう一つは、これから機械、電気機械の施設の設計委託で工事費が出たら、総務課長の話では補正で対応するか、来年の当初予算で対応するか、それも判断したいという話でしたが、商工観光課長の話だと、来年の当初で対応したいという話なんで、その辺の

どっちが正解なのか。私はあの、しっかり工事費が出たならば、来年当初なんて言わないでやっぱり補正組んでも、これから降雪時期にもなりますけども、速やかにやっぱり工事は発注して、なるべく早い段階での、なんていうかね、全部オープンできるようなかたちにすべきだと思いますが、その点と。

あと先ほどの全員協議会、今の4番議員も言いましたけれども、抜本的な対策の中に銚子の口に関しては、毎回大水が出れば、木道・東屋・トイレ等々が被害を受けて流されてしまうということでありまして。私は、あそこは景勝地としていろんな制約があるのかもしれませんが、別な形での景勝地としての、なんていうかな、対応というか考え方も必要だと思いますが、それはすぐできなくても長いスパンで考えて、つり橋をかけるとか、そういうことの対応が私は必要なのではないかなという思いでおりますが、その点も確認を含めてお尋ねをいたします。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 お答えいたします。

まずはじめに、サニタリーの移設か、機械室の移設かというような部分の確認ということでございますが、こちらの方につきましては、機械設備小屋の移設ということで考えているところでございます。

また、サニタリーの移設というような部分でご質問もございましたが、現在あの施設ですと相当な建屋の面積になっております。その場所につきましてもですね、水害等の影響があるということで移設を考えてみてはということでございますが、あの部分の建屋を移設となりますと、多額のやはり事業費が掛かるということで、そちらの方は今後の検討課題と考えているところでございます。

また工事の時期ということでございますが、今現在、先ほど承認いただきました専決の中で、今現在手動です、ですね、なんていうんでしょうか、浄化槽から、汚水槽、汚水からですね、浄化槽に送るポンプ等は生きておりますので、あとはその手動の中で対応できるということで、先ほど工事につきましては、当初、工事費については当初予算でということで、当面ですね、今の仮復旧の中で営業に対しては支障ないというような判断からですね、私は先ほど、そういうかたちでご答弁申し上げたということでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

あと最後に、次に銚子の口も含めまして抜本的な考え方ということでございますが、先ほどやはり申し上げました被害状況の中でもありましたが、あの地区につきましては、県立自然公園というような部分で考えております。またあそこにですね、恒久的なものを一生構築するという部分に対してはやはり十分に県なり、県と協議を進めなきゃいけない、また環境省との部分も少しは出てくるということがございますので、あの場所につきましてはですね、どういう利活用方法があるかという部分につきましては、今後、県ともども、地元の方々と話し合いながら進めていきたいと考えておりますが、現在の場所に対してのそのトイレとかという部分も今後も十分に検討しなきゃいけないと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀 剛 ということは、サニタリーの電気機械の設備の設計委託、設計料が工事費が

確定したらば、当初でやるってということなんですか。総務課長は補正組んででもやらなきゃならないのかなって。いや補正組むか、来年当初でやるか今後考えたっていう話聞いたものですから。

私は一日も早い全面復旧をしたいと、それで今回先ほど来、激甚災害に指定されたっていうことであれば、私はサニタリー自体もやっぱり検討に値することではないかなという思いで、全く検討しないっていうことでありますから、しょうがありませんが、私はこういう時期だからこそ再度検討すべきだと思いますが、お答えをお願いします。

○議長 総務課長。

○総務課長 まず、電気設備の移設の件でお答えをいたします。

先ほど、補正か、もしくは当初でということでお話をしました、お答えをいたしました。補正にした場合、それから当初で上げた場合の違いがございます。

まず第一優先は、オートキャンプ場の利用者の方に不便をかけないこと、それが第一優先でございます。今回応急で、電気設備は応急修繕をしまして今現在支障なく使えてございます。その応急修繕からきちんとした施設整備を図るということでございますが、設計が決まって、工事費が出て、今年度の補正対応した場合、私先ほど、過疎を使いたいというようなお話をしましたが、補正対応にした場合、過疎債の枠、今年度の枠はもうほぼ決まっております。追加要望を出しても採択されるかどうかそれは分かりません。

来年度当初に予算計上した場合、当初から過疎の要望をしますので、まず間違いなくその分の工事費は過疎債で付くと。そういった財政的な部分もございまして、今回はあくまでも利用者の方にご不便とおかけしない、かつ財政的にも有利な当初予算の計上ということで考えてございます。

それからもう一点、サニタリーの建て替え、場所の移転というお話でございますが、サニタリーを移設する工事、経費につきましては、激甚災害に指定はなっても、その分の補助金とかは一切ございませんので、起債事業なり、そのほかの補助事業で新たなものを建てるしかない、そういったことでございまして、併せてご理解をいただきたいと思っております。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 分かりました。財源の中身でね、先ほどの話、ご説明の中では一般単独災害復旧事業債で、これは設計料は出すということであったので、激甚なればなお有利なのかなという思いでありましたから、そういう思いでね、来年の過疎債もいいでしょうけども、という思いで私は申し上げたつもりなんです。だから、そういうことであればやむをありませんが、抜本的な対応を今後継続して対応してください。

○議長 ほかに。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第2号、令和元年度西会津町一般会計補正予算(第6次)を採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号、令和元年度西会津町一般会計補正予算(第6次)は原案のとおり可決されました。

本臨時会に付議されました事件は以上をもって審議終了いたしました。町長よりあいさつがあります。

町長、薄友喜君。

○町長 閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今臨時会は、令和元年度西会津町一般会計補正予算(第5次)の専決処分についての承認について、及び令和元年度西会津町一般会計補正予算(第6次)についての2件についてご審議いただいたところではありますが、全議案、原案のとおりご承認をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。

審議の中でいただきましたご意見等につきましては、十分に意をもって行政の執行に努めてまいりますので、今後ともご理解、ご協力をお願い申し上げ、閉会のご挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長 これをもちまして、令和元年第8回西会津町議会臨時会を閉会いたします。

(12時17分)